

未 定 稿

26. 3. 17

規制所管府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムの構築 (規制のPDCA) について (骨子素案)

1 趣旨

規制改革の推進に資するため、規制を横断的に把握できる仕組みの整備・活用等により、規制を所管している府省が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステムを構築する。

2 現状の問題点

(1) 規制の定期的・横断的な見直しの状況

規制の定期的・横断的な見直しについては、「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」(平成21年3月31日閣議決定。以下「平成21年決定」という。)のほか、累次の閣議決定もなされていたが、必ずしも持続的な取組とはならなかった。

(2) 規制を横断的に把握する仕組み

規制の目的、費用・便益等を横断的に把握する仕組みについては、規制を社会経済情勢等に適合するよう効果的に改革する上で有益と考えられるが、政策評価における事前評価の一部を除き、そのような仕組みはない。

なお、「許認可等台帳」は、根拠が告示以上の「許認可等」について用語を単位として把握する仕組みであり、規制の目的、費用・便益等は把握されていない。また、根拠が告示未満の「許認可等」、「許認可等」以外の規制(「義務付け」、「禁止」等)については、台帳も整備されていない。

(3) 規制改革と政策評価との関係

規制所管府省における規制改革において、政策評価結果が必ずしも活用されてはならず、規制改革担当大臣と総務大臣が連携する特段の仕組みも設けられていない。

3 具体的なシステムの考え方

(1) 見直し基準

①見直し対象

規制(注1)のうち、法律、法規命令(政令、省令、告示等)、通知・通

達等を根拠とするもの（その趣旨・目的等に照らして相当としないものを除く。以下「見直し対象規制」（注2）という。）

（注1）「規制」とは、国及び地方公共団体が企業・国民活動に対して特定の政策目的のために関与・介入するものを指す。

（注2）見直し対象規制については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定。以下「平成18年決定」という。）に基づき規制にかかわる「法律ごとの見直し年度・周期」が設定されたものを含むものとする。

②見直しの視点

見直しの視点については、平成21年決定及び過去の累次の閣議決定を踏まえ、次のとおりとする。

- i 経済的規制は原則廃止、社会的規制は必要最小限との原則の下での規制の抜本的見直し
- ii 許可制から届出制への移行等、より緩やかな規制への移行
- iii 検査の民間移行等規制方法の合理化
- iv 規制内容・手続について国際的整合化の推進
- v 規制内容の明確化・簡素化、許認可等の審査における審査基準の明確化、申請書類等の簡素化
- vi 事前届出制から事後届出制への移行等事後手続への移行
- vii 許認可等の審査・処理を始めとする規制関連手続の迅速化
- viii 規制制定手続の透明化
- ix 不合理な規制の是正による社会的な公正の確保

③法令等に「見直し条項」がない場合の見直し期限の設定

- ・見直し対象規制については、「見直し間隔」を設定し、「見直し間隔」は最長5年
- ・規制所管府省は、平成18年決定に基づき設定された規制にかかわる「法律ごとの見直し年度・周期」について、「見直し間隔」が5年を超えるものを含め必要に応じ再設定

（2）見直しの実効性を担保する仕組み

①見直し過程の透明化

見直し結果等の公表を義務付け

②見直し過程の管理

見直し結果等について、定期又は随時に規制改革会議への報告を義務付け

(3) 規制シートの整備

規制を横断的に把握する仕組み（以下「規制シート」という。別紙イメージ参照）を整備。規制シートは、規制所管府省が、その作成を通じて、主体的・積極的な規制改革に取り組むことを目的

①規制シートの主な記載項目

- 作成責任者の役職及び氏名
- 規制目的及び規制内容の概要
- 規制と関連する予算
- 規制の最近の改廃経緯（見直し結果及び政策評価結果を含む。）
- 規制を維持、改革又は新設する理由（改革の場合は方向性を含む。）
- 次の見直し時期
- 規制に関連する通知・通達等と規制の根拠となる法令の委任の範囲との関係（根拠条項及び委任の範囲に入る理由）

②規制シートの作成単位

- 規制の根拠となる法律及びそれに基づく政省令等（以下「法律体系」という。）ごとに1つ作成することを原則
- 一の法律体系の中に内容等を異にする規制が混在する場合は、内容等ごとに適切な単位により規制シートを作成

(4) 「許認可等台帳」の活用

「許認可等台帳」において、「許認可等」と規制シートとの対応関係が明確になるよう、新たに欄を追加

4 規制所管府省による主体的・積極的な規制改革の推進

(1) 規制シート及び政策評価結果を活用した規制改革

- ①規制所管府省は、規制シートを作成（関連する政策評価結果も活用）
- ②規制所管府省は、規制シート（関連する通知・通達等を添付）及びその作成状況・予定を、定期的（年に1回程度）に規制改革会議に送付し、公表
- ③規制改革会議は、規制シート等について、必要に応じ、規制所管府省をヒアリングし、「意見」等を表明
- ④規制所管府省は、規制シートの記載内容について、

- ・③のヒアリング、「意見」等の表明、
- ・規制改革ホットラインに寄せられた提案事項等、
- ・当該シートに記載された規制の見直し時期における見直しなどを踏まえ、必要に応じ修正し、規制改革会議へ送付の上、公表

(2) 規制シートの整備状況の進捗管理

①規制シートの作成については、持続的な取組となるよう、規制シート作成に係る負担も勘案し、段階的に対応する。

その際、以下の規制については、優先的に作成するものとする。

- 見直し時期が到来する規制
- 規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制
- 規制改革会議における審議事項に関連する規制

②規制シートの作成状況の把握については、以下により対応

- ・シートに含まれる「許認可等」については、「許認可等台帳」を活用
- ・シートに含まれる「許認可等」以外の規制については、その網羅的な把握手法等を引き続き検討

(3) 規制改革担当大臣と総務大臣の連携

規制改革の推進のため、規制改革担当大臣と総務大臣は連携。この連携の下で次の取組を実施

- ①規制改革担当大臣は、重要な規制改革事項を総務大臣へ通知
- ②総務大臣は、重要な規制改革事項に関連する政策評価に対する点検結果を規制改革担当大臣へ通知
- ③総務大臣は、重要な規制改革事項に関し、必要に応じ行政評価等を実施

規制シート(イメージ)

(別紙)

(シートのID)

規制の名称	所管府省	
根拠法令等	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	
規制目的		
規制内容の概要	関連する予 算	
規制の最近の改 廃経緯	関連する政 策評価結果	
規制を維持、改革 又は新設する理 由	規制の維 持、改革又 は新設の別	
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)		
見直し条項		
次の見直し時期		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

<u>(通知・通達等のID)</u>	<u>(規制シートのID)</u>
通知・通達等の 名称(発信者等を含む。)	
通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項	
通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由	

(参考)

「規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧」に掲載された法律数(各府省別)及び当該一覧の最終更新年月日

規制所管府省名	規制の根拠となる法律数(※)	最終更新年月日
内閣官房	0	
内閣府	0	
宮内庁	0	
公正取引委員会	3	平成19/3/30
警察庁	5	平成22/4/1
金融庁	43	平成22/3/31
総務省	18	平成21/3/31
法務省	7	平成21/3/31
外務省	0	
財務省	6	平成21/3/31
文部科学省	20	平成22/4/1
厚生労働省	95	平成19/3/27
農林水産省	45	平成21/4/1
経済産業省	59	平成21/3/31
国土交通省	124	平成22/3/31
環境省	34	平成21/3/31
防衛省	0	
合計	459	

(※)「規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧」に掲載された法律に限る

規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧の例（国土交通省）

【規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧】

最終更新日22年3月31日

	法律名	施行日(最終改正)	見直し条項の有無	次回の見直し年度	見直し周期	備考
1	明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法	平成18年4月1日	×	平成23年度	5年	
2	運河法	平成16年6月9日	×	平成23年度	5年	
3	屋外広告物法	平成16年9月17日	×	平成23年度	5年	
4	海岸法	平成14年2月8日	×	平成23年度	5年	
5	外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律	平成18年4月1日	○	平成23年度	5年	
6	海事代理士法	平成16年6月2日	×	平成23年度	5年	
7	海上運送法	平成20年7月17日	×	平成23年度	5年	
8	海上交通安全法	平成14年4月1日	×	平成23年度	5年	
9	海難審判法	平成20年10月1日	×	平成25年度	5年	第21条に限る。
10	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	平成20年4月1日	×	平成23年度	5年	マルポール条約等との関係あり (共：環境省)
11	河川法	平成17年7月29日	×	平成23年度	5年	
12	貨物自動車運送事業法	平成20年12月1日	×	平成23年度	5年	
13	幹線道路の沿道の整備に関する法律	平成18年6月	×	平成23年度	5年	
14	軌道ノ抵当ニ関する法律	昭和61年4月1日	×	平成23年度	5年	
15	軌道法	平成18年10月1日	○	平成23年度	5年	
16	共同溝の整備等に関する特別措置法	平成15年7月	×	平成23年度	5年	
17	景観法	未定(H18.12.20公布)	×	平成23年度	5年	○公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行 (共：農水、環境)
18	下水道法	平成17年6月22日	×	平成23年度	5年	
19	建設機械抵当法	平成20年11月4日	×	平成23年度	5年	施行日は、今後公布される施行期日政令による
20	建設業法	平成20年11月28日	○	平成23年度	5年	施行日は、今後公布される施行期日政令による
21	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	平成17年4月1日	○	平成26年度	5年	(共：環境省)
22	建築基準法	平成19年6月20日	○	平成24年度	5年	
23	建築士法	平成21年1月5日	○	平成25年度	5年	
24	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	平成13年2月16日	×	平成23年度	5年	
25	公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)	平成17年4月1日	○	平成20年度	3年	
26	公共工事の前払金保証事業に関する法律	平成19年9月30日	×	平成23年度	5年	
27	高速自動車国道法	平成16年6月	×	平成23年度	5年	
28	港則法	平成17年11月1日	×	平成23年度	5年	
29	公有地の拡大の推進に関する法律	平成18年8月30日	×	平成23年度	5年	施行日は、今後公布される施行期日政令による (共：総務省)
30	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	平成19年9月28日	○	平成23年度	5年	
31	港湾運送事業法	平成18年5月15日	×	平成23年度	10年	
32	港湾法	平成20年6月13日	×	平成23年度	5年	
33	小型船造船業法	平成18年4月1日	×	平成23年度	5年	

	法律名	施行日(最終改正)	見直し条項の有無	次回の見直し年度	見直し周期	備考
34	小型船舶の登録等に関する法律	平成15年5月30日	×	平成23年度	5年	
35	国土利用計画法	平成17年7月29日	×	平成23年度	5年	(共:総務省)
36	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	平成13年1月6日	×	平成23年度	5年	
37	砂防法	平成18年6月7日	×	平成23年度	5年	
38	地すべり等防止法	平成18年6月7日	×	平成23年度	5年	
39	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	平成19年9月19日	○	平成24年度	5年	(共:警察庁)
40	自動車損害賠償保障法	平成20年4月1日	×	平成23年度	5年	(共:金融庁)
41	自動車ターミナル法	平成18年10月1日	×	平成23年度	5年	
42	市民農園整備促進法	平成13年5月18日	×	平成23年度	5年	(共:農林水産省)
43	集落地域整備法	平成17年12月22日	×	平成23年度	5年	(共:農水)
44	新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法	平成20年11月4日	×	平成23年度	5年	
45	新住宅市街地開発法	平成18年8月30日	×	平成23年度	5年	
46	新都市基盤整備法	平成17年7月3日	×	平成23年度	5年	
47	水防法	平成18年6月2日	×	平成23年度	5年	
48	水路業務法	平成17年4月1日	×	平成23年度	5年	
49	生産緑地法	平成13年1月6日	×	平成23年度	5年	
50	石油パイプライン事業	平成15年7月18日	×	平成23年度	5年	(共:総務省、経済産業省)
51	船員災害防止活動の促進に関する法律	平成18年5月1日	×	平成23年度	5年	ILO条約との関係あり (共:厚生労働省)
52	船員職業安定法	平成18年10月1日	○	平成23年度	5年	職業紹介所設置条約との関係あり
53	船員の雇用の促進に関する特別措置法	平成17年11月2日	×	平成23年度	5年	
54	船員法	平成21年4月1日	×	平成23年度	5年	ILO条約、STCW条約との関係あり
55	全国新幹線鉄道整備法	平成15年10月1日	×	平成23年度	5年	
56	船舶安全法	平成17年7月26日	×	平成23年度	5年	LL条約、SOLAS条約等との関係あり
57	船舶職員及び小型船舶操縦者法	平成18年4月1日	×	平成23年度	5年	STCW条約との関係あり
58	船舶のトン数の測度に関する法律	平成14年5月31日	×	平成23年度	5年	TONNAGE条約との関係あり
59	船舶法	平成17年7月26日	×	平成23年度	5年	第3条を除く。 海洋法に関する国際連合条約との関係あり
60	船舶油濁損害賠償保障法	平成17年3月1日	×	平成23年度	5年	CLC条約、FUND条約との関係あり
61	造船法	平成14年7月1日	×	平成23年度	5年	
62	測量法	平成20年4月1日	○	平成25年度	5年	
63	建築物の耐震改修の促進に関する法律	平成20年12月1日	○	平成23年度	5年	
64	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	平成20年12月1日	×	平成23年度	5年	
65	大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法	平成17年10月24日	×	平成23年度	5年	(共:総務省)
66	大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法	平成16年6月18日	×	平成23年度	5年	
67	タクシー業務適正化特別措置法	平成20年12月1日	×	平成23年度	5年	

	法律名	施行日(最終改正)	見直し条項の有無	次回の見直し年度	見直し周期	備考
68	宅地造成等規制法	平成18年9月30日	×	平成23年度	5年	
69	宅地建物取引業法	平成21年10月1日	×	平成23年度	5年	
70	駐車場法	平成18年11月30日	○	平成23年度	5年	
71	通訳案内士法	平成18年4月1日	○	平成23年度	5年	
72	積立式宅地建物販売業法	平成19年9月30日	×	平成23年度	5年	
73	鉄道営業法	平成18年10月1日	○	平成23年度	5年	
74	鉄道軌道整備法	平成18年5月1日	×	平成23年度	5年	
75	鉄道事業法	平成18年10月1日	○	平成23年度	5年	
76	鉄道抵当法	平成18年5月1日	×	平成23年度	5年	
77	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	平成15年7月	×	平成23年度	5年	
78	道路運送車両法	平成19年3月30日	×	平成23年度	5年	
79	道路運送法	平成20年12月1日	○	平成23年度	5年	
80	道路法	平成16年12月	×	平成23年度	5年	
81	特定外貨埠頭の管理運営に関する法律	平成18年10月1日	×	平成25年度	5年	
82	特定多目的ダム法	平成17年10月21日		平成23年度	5年	
83	特定都市鉄道整備促進特別措置法	平成17年10月1日	×	平成23年度	5年	
84	都市計画法	平成20年11月4日	○	平成24年度	5年	
85	都市公園法	平成16年12月17日	×	平成23年度	5年	
86	都市再開発法	平成20年12月1日	×	平成23年度	5年	
87	都市鉄道等利便増進法	平成18年6月2日	○	平成23年度	5年	
88	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	平成16年12月17日	×	平成23年度	5年	
89	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法	平成19年9月19日	×	平成23年度	5年	
90	都市緑地法	平成16年12月17日	×	平成23年度	5年	
91	内航海運業法	平成18年10月1日	×	平成23年度	5年	
92	内航海運組合法	平成20年12月1日	×	平成23年度	5年	
93	被災市街地復興特別措置法	平成17年6月29日	×	平成23年度	5年	
94	住宅の品質確保の促進等に関する法律	平成18年5月1日	×	平成23年度	5年	第三章第二節・第三節、第四章第二節、第五章第二節、第六章第一節・第二節に限る。
95	不動産特定共同事業法	平成19年9月30日	×	平成23年度	5年	
96	不動産の鑑定評価に関する法律	平成18年3月31日	×	平成23年度	5年	
97	踏切道改良促進法	平成18年4月1日	×	平成23年度	5年	
98	マンション建替えの円滑化等に関する法律	平成20年12月1日	×	平成23年度	5年	
99	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	平成20年12月1日	×	平成23年度	5年	
100	水先法	平成20年12月1日	○	平成26年度	5年	
101	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	平成20年12月1日	×	平成23年度	5年	
102	モーターボート競走法	平成19年4月1日	○	平成23年度	5年	(共:総務省)

	法律名	施行日(最終改正)	見直し条項の有無	次回の見直し年度	見直し周期	備考
103	陸上交通事業調整法	平成19年4月1日	×	平成23年度	5年	
104	流通業務市街地の整備に関する法律	平成17年12月22日	×	平成23年度	5年	(共：農林水産省、経済産業省)
105	旅行業法	平成20年12月1日	×	平成23年度	5年	
106	臨時船舶建造調整法	平成14年7月1日	×	平成23年度	5年	
107	気象業務法	平成19年12月1日	○	平成24年度	5年	
108	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	平成18年6月7日	×	平成23年度	5年	
109	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	平成17年12月22日	×	平成23年度	5年	
110	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律	平成20年6月18日	×	平成23年度	5年	
111	公有水面埋立法	平成16年6月9日	×	平成23年度	5年	
112	航空法	平成21年4月1日	×	平成26年度	5年	
113	高齢者の居住の安定確保に関する法律	平成21年8月19日	○	平成26年度	5年	
114	首都圏近郊緑地保全法	平成17年12月22日	×	平成23年度	5年	
115	昭和20年勅令第542号ボツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク航海ノ制限等ニ関スル件	平成11年12月22日	×	平成23年度	5年	
116	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	平成17年7月6日	×	平成23年度	5年	
117	土地区画整理法	平成20年12月1日	×	平成23年度	5年	
118	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法	平成20年6月18日	×	平成23年度	5年	
119	特定都市河川浸水被害対策法	平成17年5月2日	×	平成23年度	5年	
120	土地収用法	平成20年4月1日	×	平成25年度	5年	
121	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	平成19年10月1日	○	平成24年度	5年	(共：総務省)
122	倉庫業法	平成14年5月31日	×	平成23年度	5年	
123	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	平成20年4月1日	○	平成25年度	5年	
124	空港法	平成21年4月1日	○	平成26年度	5年	

注1 :この表は、一定期間経過後の規制の見直し基準に基づく見直しを推進するために、規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等を一覧にして公表することを目的としています。(その趣旨・目的等に照らして適当としないものは除きます。)

注2 :「見直し年度」の欄に記載された年度は見直しの必要性の検討を含む見直し実施年度を意味するものであり、検討の結果、現行制度・運用を維持する場合があります。

注3 :「見直し年度」・「見直し周期」については、以後の社会経済情勢の変化により、当初設定された年度・周期を適時見直す場合があります。

注4 :「見直し年度」前に規制改革・民間開放要望などの具体的なニーズ等に基づく見直し要望が生じた場合は、上記の「見直し周期」とは別に、都度、見直しの必要性を検討します。

規制のPDCAフロー図(素案)

未定稿

規制所管府省

規制改革会議

政策(規制改革)
検討開始

社会経済情勢

規制改革ホットライン
(国民、企業・団体等)

政策評価結果

規制シートの作成を通じて、主体的・積極的に規制改革に取り組む

規制シートについて、①必要に応じヒアリング、「意見」等の表明、②作成状況を管理、③ホットライン再検討事項及び会議審議事項等に係るシート作成を要請

会議

規制改革審議事項の設定

総務省

・必要に応じ行政評価等を実施
・規制改革担当大臣から通知を受けた重要規制改革事項に関連する政策評価に対する点検結果を通知

(規制シートの状況について、定期的に規制改革会議に送付)

必要に応じ、ヒアリング、「意見」等の表明

改革事項を審議

規制所管府省の審議会における検討等

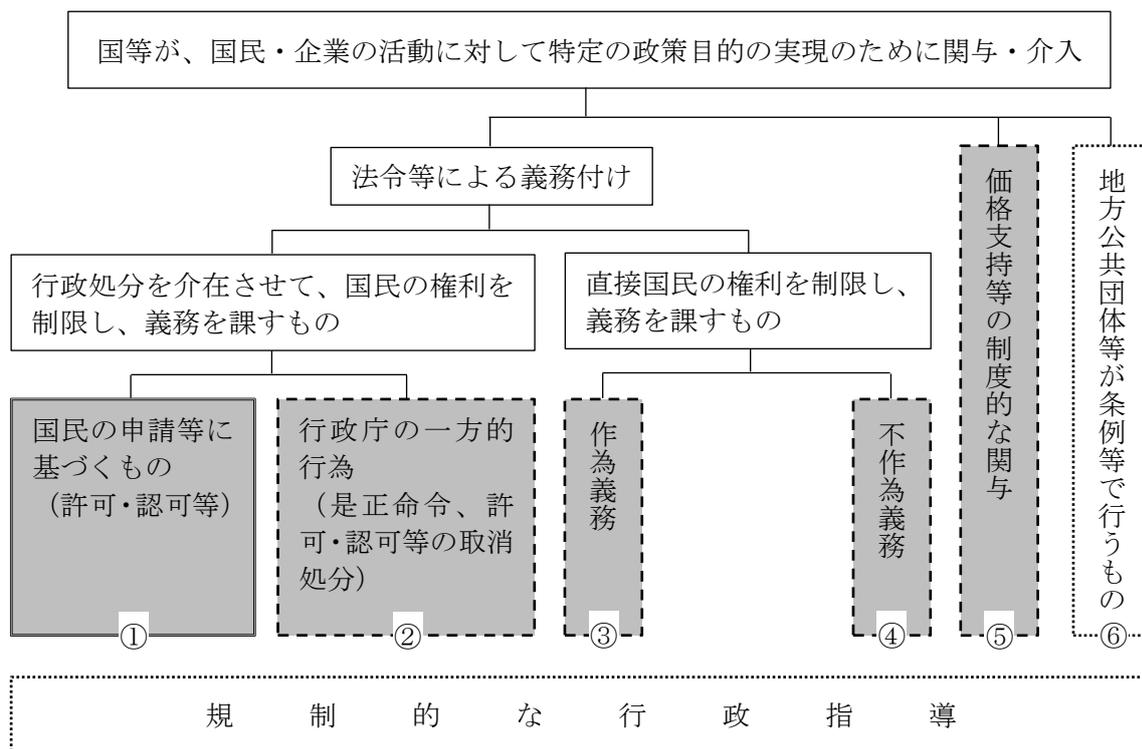
会議答申

フォローアップ調査

規制改革実施計画の閣議決定

法案等の閣議決定等

(公的規制の体系)



■ は規制シートの作成対象

〔例〕

- ①…営業開始の許可、施設・設備の変更の認可、運賃・料金の設定（変更）の許可、製品・施設等に関する検査など
- ②…基準や法令に違反した場合等における改善命令、営業停止命令、許可・認可等の取消処分など
- ③…指定された期間内における業務開始義務、運賃、契約約款等の揭示義務、成分等の表示義務、帳簿の記載・備付け義務など
- ④…他業務の兼業の禁止、不当な勧誘等の禁止、公衆の利便を阻害する行為の禁止、名義貸しの禁止など
- ⑤…農産物に係る生産者・実需者取引価格の行政等による設定など
- ⑥…宅地開発等指導要綱、ふぐ調理師の免許、景観条例など

【規制シートの作成状況の管理】

- ①・・・「許認可等台帳」の対象であり、「許認可等台帳」を活用して規制シートの作成状況を管理
- ②～⑤・・・「許認可等台帳」の対象外であり、規制の網羅的な把握手法等を引き続き検討
- ⑥・・・規制シートの作成対象外（地方公共団体等が法令等によらず自主的な判断で定めた条例等で行うものに限る）

【規制の根拠となる法令等のレベル】

	①許認可等	②是正命令等	③作為義務	④不作為義務	⑤価格支持等	⑥条例等
法律						
政令						
省令・告示						
通知・通達等 (局長通知等)						